

2024年度版

大分市
中小企業応援メニュー一覧

中小企業の皆様を応援する制度や事業がたくさんあります。
ご活用ください。

大分市
商工労働観光部
農林水産部

応援メニュー 一覧表

補助金				
目的	支援項目	担当課	ページ	
創業をしたい	大分市創業者応援事業補助金	創業時に必要な初期費用を補助	創業経営支援課	4
事業所を 新設したい	企業立地促進助成金	事務所を新設・増設・移設する企業（製造業等）へ助成	創業経営支援課	5
	情報通信関連産業支援助成金	事務所を新設・増設・移設する情報通信関連企業へ助成		6
	本社機能移転促進助成金	大分市内に本社機能を移転する企業へ助成		7
設備投資を 行いたい	大分市中小企業設備投資補助事業	中小企業者の設備投資を補助	創業経営支援課	8
	環境配慮型設備投資利子補給金	環境に配慮した設備投資に係る融資の利子額を補助		9
販路を 拡大したい	大分市販路拡大チャレンジ補助金	県外・海外への販路拡大に要する費用を補助	創業経営支援課	10
競争力を 強化したい	大分市小規模事業者競争力強化支援事業補助金	小規模事業者の販路開拓・業務効率化にかかる費用を補助	商工労政課	11
	「おおいの幸」ブランド化支援事業補助金	大分市産農林水産物を使用した商品の開発・販路拡大等を支援	農政課	12
イベントを 開催したい	大分市中心市街地商都復活支援事業補助金	中心市街地への出店・イベント活動を補助	商工労政課	13
	大分市農林水産物「中食・外食」等活用促進支援事業補助金	中食・外食事業者（店舗）による催事の開催を支援	農政課	14
農業に 参入したい	企業等農業参入推進事業	機械器具や施設の購入・整備に要する経費を補助	農政課	15
	大分市園芸振興総合対策事業	経営基盤の強化に必要な施設の整備に要する費用を補助	生産振興課	16
市産材を 利用したい	公共的施設市産材利用支援事業補助金	市産材の利用量に応じて経費を補助	林業水産課	17
退職金制度を 整備したい	大分市中小企業退職金共済掛金補助制度	退職金制度を設ける中小企業へ補助	商工労政課	18
人材を 育成したい	大分市中小企業者経営力強化促進補助金（人材育成応援事業）	研修参加や研修開催を支援	創業経営支援課	19
知財を 保護したい	大分市中小企業者経営力強化促進補助金（知的財産権取得促進事業）	知的財産権の出願経費を補助	創業経営支援課	20
事業継続力を 強化したい	大分市中小企業者経営力強化促進補助金（事業継承等支援事業）	事業継承やM&Aを支援	創業経営支援課	21
	大分市中小企業者経営力強化促進補助金（BCP等策定等支援事業）	事業継続計画（BCP）等の策定を支援		22
障がい者を 雇用したい	大分市障がい者職場実習促進事業	障がい者の職場実習を受け入れる企業に奨励金を交付	商工労政課	23

融 資				
目的	支援項目	担当課	ページ	
各種融資を利用したい	小規模企業者事業資金・中小企業者事業資金・季節資金	経営に必要な運転資金や設備資金として利用	創業経営支援課	24
	開業資金	開業するための運転資金や設備資金として利用		25
	新分野チャレンジ資金	新たな事業の展開を行うための運転資金や設備資金として利用		26
	災害対応資金	自然災害により被害を受けた際の設備資金として利用		27
	環境保全資金	環境保全施設の設置・改善および工場の移転等のための資金として利用		28
	セーフティネット保証、危機関連保証の認定受付	セーフティネット保証制度の認定		29
	経営安定化資金 セーフティネット保証融資	セーフティネット保証の認定を受けている場合に、運転資金や設備資金として利用		30

相 談				
目的	支援項目	担当課	ページ	
創業・経営の相談をしたい	創業・経営等相談窓口	創業や経営等に関する相談について専門の相談員が支援	大分市産業活性化プラザ	31

セミナー・研修等				
目的	支援項目	担当課	ページ	
創業・経営について学びたい	大分市産業活性化プラザセミナー	創業や経営に役立つセミナーを開催	大分市産業活性化プラザ	32


そ の 他				
目的	支援項目	担当課	ページ	
貸貸スペースを利用したい	大分市産業活性化プラザ創業支援ルーム	創業者をハード・ソフトの両面から支援	大分市産業活性化プラザ	33
販路を開拓したい	新商品による新事業分野開拓事業者認定事業（大分市トライアル発注事業）	中小企業が開発した新商品の販路開拓を支援	創業経営支援課	34
	販路開拓トライアル事業	大都市圏（東京・大阪）への大分市製品の販路開拓を支援	農政課	35
加工品を認証してほしい	大分市ブランド認証制度	大分市農林水産物を使用した魅力ある加工品を大分市ブランドとして認証	農政課	36

情 報 発 信				
目的	支援項目	担当課	ページ	
各種支援の情報を得たい	大分市商工労働メールマガジン	大分市が取り組む各種支援制度や講演会の開催情報などを配信	商工労政課	37
	大分市6次産業化NEWS	6次産業化に関係する補助金やセミナー等の情報を提供	農政課	38
福利厚生を充実させたい	一般財団法人おおいた勤労者サービスセンター	福利厚生サービスを提供	一般財団法人おおいた勤労者サービスセンター	39

創業時に必要な初期費用を補助します

補助金 大分市創業者応援事業補助金

創業時に必要な事業所賃借料や改修費、法人化、販売促進に要する経費の一部を補助します。

補助割合	1/2（女性・若者・シニアの方は2/3） ※若者・シニア：申請日時点でそれぞれ 35歳未満、55歳以上の方	詳細	
補助上限	①事業所賃借料：60万円 ②事業所改修費用：100万円 ③法人登記等に係る経費：5万円 ④販売促進に係る経費：35万円 ※①～④の合計で、最大200万円		
対象者	次のいずれかに該当する創業前又は創業後5年未満の中小企業者 ①法人の場合、大分市内に本店を置いていること（予定含む）。 ②個人事業主の場合、大分市内に主たる事業所を置き、かつ大分市民であること（予定含む）。		
問合せ先	大分市産業活性化プラザ （J:COMホルトホール大分2階） 〒870-0839 大分市金池南一丁目5番1号 TEL：097-576-8879 FAX：097-544-3011 E-mail：sangyo-plaza@horutohall.jp		

大分市内に事業所を新設・増設・移設する企業へ助成します

補助金

 企業立地促進助成金


大分市内に事業所や工場を新設・増設・移設した企業が設備投資を行い、新たに従業員を雇用した場合、助成金を交付します。

対象者	製造業 ※製造業以外の産業については、情報通信関連産業支援助成金の対象となる産業を除き、かつ、県、市等により造成された産業用地又は大分市産業用地開発支援事業の指定を受け開発された産業用地への立地に限る。		
対象事業	対象者が大分市内に事業所の新設、増設、移設を行う事業 ※助成金の支出にあたっては、設備投資額及び雇用人数の要件があります。		
補助割合	①設備投資に対する助成 設備投資額×6% 機械等の賃借に係る設備投資額×25% (1年間) ②雇用に対する助成 新規雇用従業員数×50万円	詳細	
補助上限	①設備投資支援：新設5億円、増設・移設3億円 ②雇用促進支援：1億円 ※合計限度額：新設5億円、増設・移設3億円 ※同一企業の支払期間の重複制限あり。詳細はお問い合わせください。		
申込方法	「指定申請書」を、新拠点での事業開始日の30日前までに提出 (詳細は、下記までお問い合わせください。)		
問合せ先	大分市商工労働観光部 創業経営支援課 企業立地担当班 TEL：097-537-7014 FAX：097-533-6117 E-mail：kisou@city.oita.oita.jp		

事業所を新設・増設・移設する情報通信関連企業へ助成します

補助金 情報通信関連産業支援助成金


大分市内に情報通信関連企業が設備投資を行い、新たに従業員を雇用した場合、助成金を交付します。

<p>対象者</p>	<p>A業種：ソフトウェア業、インターネット附随サービス業、 情報処理・提供サービス業、デザイン業・機械設計業</p> <p>B業種：コールセンター業、BPO業 等</p>		
<p>対象事業</p>	<p>対象者が大分市内に情報通信関連事業所の新設、増設、移設を行う事業 ※助成金交付にあたっては、雇用人数の要件があります。</p>		
<p>補助割合</p>	<p>①設備投資に対する助成：設備投資額×5%</p> <p>②雇用に対する助成（A業種、B業種共通） 新規雇用従業員数（正 規）× 50万円（3年間） 新規雇用従業員数（非正規）× 3万円（3年間） ※対象業種Aの非正規雇用者については業務内容等によって、 1人当たり10万円となる場合があります。</p> <p>③事業運営に対する助成 ・オフィス賃料 × 3分の1（3年間） ・通信回線使用料（従量分）× 2分の1（3年間） ・システムの使用料 × 5%（3年間） ・ファイナンスリース等による物件取得費用 × 5%（3年間）</p>		
<p>補助上限</p>	<p>合計限度額2億8,000万円 （通信回線使用料は合計で2,100万円が 限度額）</p> <p>※同一企業の支払期間の重複制限あり。 詳細はお問い合わせください。</p>	<p>詳細</p>	
<p>申込方法</p>	<p>「指定申請書」を、新拠点での事業開始日の30日前までに提出 （詳細は、下記までお問い合わせください。）</p>		
<p>問合せ先</p>	<p>大分市商工労働観光部 創業経営支援課 企業立地担当班</p> <p>TEL：097-537-7014 FAX：097-533-6117 E-mail：kisou@city.oita.oita.jp</p>		

大分市内に本社機能~~を~~移転する企業へ助成します

補助金 本社機能移転促進助成金

大分市内に本社機能~~を~~移転する企業が設備投資を行い、新たに従業員を雇用した場合、助成金を交付します。

対象者	大分市内に事業所の新設等をする者		
対象事業	<p>各企業の「調査及び企画部門」「情報処理部門」「研究開発部門」「国際事業部門」又は「管理業務部門」のために使用される施設及び研究所として使用される施設の新設、増設、移設を行う事業</p> <p>※助成金交付にあたっては、雇用人数の要件があります。</p>		
補助割合	<p>①設備投資に対する助成：設備投資額 × 10%</p> <p>②雇用に対する助成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規雇用従業員数（正 規）× 60万円（3年間） ・新規雇用従業員数（非正規）× 20万円（3年間） <p>③事業運営に対する助成：オフィス賃料 × 2分の1（2年間）</p>		
補助上限	<p>3億円</p> <p>※同一企業の支払期間の重複制限あり。 詳細はお問い合わせください。</p>	詳細	
申込方法	<p>「指定申請書」を、新拠点での事業開始日の30日前までに提出（詳細は、下記までお問い合わせください。）</p>		
問合せ先	<p>大分市商工労働観光部 創業経営支援課 企業立地担当班</p> <p>TEL：097-537-7014 FAX：097-533-6117 E-mail：kisou@city.oita.oita.jp</p>		


中小企業者の皆様の設備投資費用を補助します

補助金

 大分市中小企業者設備投資補助金

大分市内に事業所を有する中小企業者が、市内に所有し、又は賃借して使用する工場の内部設備（生産事業の工程上必要な設備に限る。中古品含む）購入費用を補助します。


※今年度から対象業種が製造業から下記対象事業を行う全業種に拡大しています。

補助割合	1/2	詳細	
補助上限	150万円		
対象者	次の要件を満たす中小企業者（個人事業主を含む） ①大分市内に事業所を有すること ②創業から12月を経過していること ③市税を完納していること ④財務状況が著しく悪くないこと ⑤小規模企業者に該当しないこと ※令和3年度から令和5年度までに「大分市中小製造業設備投資事業補助金」の交付を受けた企業者は、今年度申請できません。		
対象事業	大分市内に事業所を有する中小企業者が、市内に所有し、又は賃借して使用する工場等の下記の内部設備（中古品含む）購入費用 <ul style="list-style-type: none"> ■機械及び装置…生産事業（生産、加工）の工程上必要な製造設備、モーター、ポンプ類等の汎用機械類、その他各種産業用機械及び装置等（土木建設機械、大型特殊自動車等は除く） ■建物附属設備…生産事業（生産、加工）の工程上必要な設備（動力用電気設備、製品の洗浄用・冷却用給排水設備、加熱用のガス設備、ボイラー設備等）、受変電設備等 ＊ソフトウェアの更新や、パソコンの購入、工場の解体費、既存設備の撤去・処分費、消費税相当額等は助成対象となりません。ただし、ソフトウェアの更新のうち、生産管理システムを新規に導入し、生産効率の向上やエネルギー利用の効率化を証明できる場合は助成可		
申込期間	令和6年5月1日（水）～令和6年6月14日（金） 令和6年8月1日（木）～令和6年9月13日（金） （予算上限に達し次第終了）		
申込方法	お問い合わせのうえ、指定された相談日に所定の書類を持参し個別相談会に参加し、所定の申請書類を提出。 ※事業計画書の内容や申請書類を基に審査会を開催し、採択企業を決定します。		
問合せ先	大分市商工労働観光部 創業経営支援課 企業立地担当班 TEL：097-537-7014 FAX：097-533-6117 E-mail：kisou@city.oita.oita.jp		

環境にやさしい中小企業の経営を応援します

利子補給金 環境配慮型設備投資利子補給金



現に環境関連法令等の規制基準を下回る水準で自主規制を行っている企業が、さらに環境負荷を低減させるための設備投資を行う場合等において、当該投資に係る融資の利子額を補助します。

補助割合	10/10	詳細	
補助上限等	①補助上限額 : 3,000万円/年 ②補助期間 : 10年間 ③補助対象経費: 対象事業に係る借入金に対する利子額(利率は、大分市環境保全資金融資に係る当該年度の融資利率を上限とする)		
対象者	次の要件を満たす企業 ①大分市内に工場等を設置し、引き続き1年以上事業を営んでいること ②過去10年以内に環境関連法令に基づく不利益処分を受けていないこと ③市税に滞納がないこと		
対象事業	大分市内に設置する工場等に、1000万円を超える投資により新たに環境配慮型設備を設置する事業であって、次のいずれかの条件を満たすもの ①現に環境関連法令及び公害防止協定による規制基準を下回る水準で自主規制を行っている企業が、周辺への環境負荷を現状よりさらに低減させるために行うものであること ②エネルギー消費量を低減させるために行うZEB実現に寄与する設備、BEMS、FEMS、業務用燃料電池の導入であること		
申込方法	事前に対象事業の可否について審査するため、融資申込前に大分市創業経営支援課へご相談ください。		
問合せ先	大分市商工労働観光部 創業経営支援課 創業支援担当班 TEL : 097-585-6029 FAX : 097-533-6117 E-mail : keikin@city.oita.oita.jp		

県外・海外への販路開拓に向けたチャレンジを応援します！

補助金 大分市販路拡大チャレンジ補助金

補助対象者が行う県外または海外への販路拡大に向けた新たな挑戦のファーストステップを支援するため、商談会・展示会への参加や、商品・サービスの開発・改良、ブランディング、ECサービスの活用などに要する費用の一部を補助します。

<p>補助割合</p>	<p>1/2 ※申請者が初めて本補助金の交付決定を受けた年度を含む3年間に限り活用可能</p>	<p>詳細</p>	
<p>補助上限</p>	<p>①商談会・展示会等への出展 ②商品・サービスの開発又は改良 ③企業・商品・サービスの認知拡大又はブランディング ④ECサービスの活用 ⑤海外販路拡大に向けた環境整備</p> <p>※1社当たりの年間利用限度額は50万円</p>		
<p>対象者</p>	<p>次の要件を満たす中小企業(個人事業主を含む)</p> <p>①大分市内に事業所(法人以外の方は住所)を有すること ②大分市内で引き続き1年以上事業を営んでいること ③市税に滞納がないこと ④相談支援機関による事業計画書の作成支援を受けていること</p> <p>※申請前に大分県産業創造機構やジェトロ大分などの「相談支援機関」で事業計画書の作成支援を受けていただきます。</p>		
<p>問合せ先</p>	<p>大分市商工労働観光部 創業経営支援課 経営支援担当班</p> <p>申請を希望される方は、右記QRコードを読み取りのうえ、実施する取組内容を記入し、送信をお願いいたします。</p>		

小規模事業者のDXへの対応など販路開拓・業務効率化


にかかる費用の一部を補助します

補助金

大分市小規模事業者競争力強化支援事業補助金

①DX推進枠: デジタル技術を活用して、生産性の向上や新たなサービスの提供を図る取組を補助します。

②一般枠: 持続的な成長に向けた、販路開拓や業務効率化の取組を補助します。

補助割合	①補助対象経費の2/3 ②補助対象経費の1/2	詳細	
対象者	大分市内に事業所を1年以上有する小規模事業者 (常時使用する従業員が20人以下の法人・個人事業主。 ただし、卸売業・小売業・サービス業(宿泊業・娯楽業を除く)は 5人以下。) ※昨年度、本補助金の交付を受けた事業者は、今年度は申請できません。		
補助上限額	上限30万円		
補助対象経費	①DX推進枠: ソフトウェア導入費、機器導入費、Web広告費、 ECサイト構築費 (すべての項目において新規で行う取組に限る。) ②一般枠: 機械装置等購入費、広報費、旅費、開発費、資料購入費、 雑役務費、借料、専門家に係る謝金、委託・外注費		
申込期間	【前期】 (10月末までに事業着手する事業者が対象) エントリー期間: 4月8日(月)~4月19日(金) ※必着 エントリー多数の場合は、抽選となります。 申請受付: 5月27日(月)~6月28日(金) 【後期】 エントリー期間: 8月上旬を予定		
申込方法	エントリー期間中に、市ホームページのオンライン申請システムを利用し 申し込むか、指定のエントリーシートを商工労政課まで直接持参、ま たは郵送(必着)にて申し込む。 (詳しくは市ホームページへ)		
問合せ先	大分市商工労働観光部 商工労政課 商業にぎわい担当班 TEL: 097-537-7294 FAX: 097-533-9077 E-mail: shougyou@city.oita.oita.jp		

大分市産農林水産物等を使用した商品の開発や販路拡大等を支援します

補助金

「おおいたの幸」ブランド化支援事業補助金

大分市における6次産業化や農商工連携等の促進を図るため、大分市産農林水産物等を活用した、小売販売を目指す加工品の研究・開発・販路拡大の取り組みを支援します。

<p>補助割合</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 研究開発支援事業：10/10 • 商品化促進支援事業：1/2[※] • 販売力強化支援事業：1/2 <p>※大分市6次産業化推進品目を活用、菓子、道の駅「たのうらら」での販売を目指し大分市西部地区産品目を活用した商品開発を行う場合は、補助率2/3</p>
<p>補助上限</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 研究開発支援事業：10万円 • 商品化促進支援事業：50万円 • 販売力強化支援事業：50万円
<p>対象者</p>	<p>商品を製造・開発もしくは販売する方（または、予定の方）</p>
<p>問合せ先</p>	<p>大分市農林水産部 農政課 農産品流通担当班 TEL：097-537-7025 FAX：097-534-6176 E-mail：nosei3@city.oita.oita.jp</p>

中心市街地への出店・イベント活動に対し補助します

補助金

 大分市中心市街地商都復活支援事業補助金

①まちなか出店支援事業

空き店舗等を活用して出店若しくは起業を行うもの又は商店街団体が誘致したもののうち、中心市街地への集客を目的とし、事業の継続性が認められるもの

②イベント開催事業

中心市街地への集客に効果のあるイベントを行うもの

補助割合	①補助対象経費の1/2以内 ②補助対象経費の2/3以内	詳細	
補助上限	①上限100万円、商店街団体に加入し申請する場合は上限150万円 ②1の事業につき80万円 （一の団体につき1年度当たり240万円を限度とする。）		
対象者	商店街団体もしくは事業者		
申込方法	下記(株)大分まちなか倶楽部にて相談後、申請書類等を作成し大分市商工労政課へ提出		
問合せ先	(株)大分まちなか倶楽部 〒870-0021 大分市府内町2丁目3番24号 前川ビル1F TEL：097-573-7377 FAX：097-573-7378 ----- 大分市商工労働観光部 商工労政課 商業にぎわい担当班 TEL：097-537-7294 FAX：097-533-9077 E-mail：shougyou@city.oita.oita.jp		

**中食・外食事業者（店舗）による大分市産農林水産物等を使用した
催事の開催を支援します**

補助金

大分市産農林水産物「中食・外食」等活用促進支援事業補助金

飲食、総菜、菓子店等での市産農林水産物を活用した催事の開催を支援します。

※申請には事前相談が必要です。事前相談期間 前期：4月1日～5月9日
後期：8月1日～9月中旬（予定）

補助割合	補助対象経費の1/2
補助上限	30万円
対象経費	広報費・委託費
対象者	補助対象事業を主催者として実施する者（補助対象事業を共催で実施する場合にあっては、共催者のうちいずれか一者）
問合せ先	大分市農林水産部 農政課 農産品流通担当班 TEL：097-537-7025 FAX：097-534-6176 E-mail：nosei3@city.oita.oita.jp

農業に参入する企業を応援します①

補助金 企業等農業参入推進事業

新規参入する企業が、農業経営上必要な機械器具や施設の購入・整備に要する経費に対し補助します。

補助割合	補助対象経費の1/2
補助上限	総事業費600万円（税抜き）
対象者	次の要件を満たす農業参入企業 ①認定農業者であり、大分県に認定された農業参入企業であること。 ②農業参入後、目標売上高が1億円を超える農業生産体制の構築が見込まれること。 ③国の補助事業や助成制度での購入・整備が困難であること。 ④購入・整備に要する総事業費が300万円以上であること。
問合せ先	大分市農林水産部 農政課 担い手育成担当班 TEL：097-537-5628（直通） FAX：097-534-6176 E-mail:nosei1@city.oita.oita.jp

農業に参入する企業を応援します②

補助金 大分市園芸振興総合対策事業

新規参入する企業が経営基盤の強化に必要な施設の整備に要する経費に対し補助します。

補助割合	国庫活用型：最大3/4（品目、事業内容によって異なる） 県事業活用型：最大2/3（品目、事業内容によって異なる）
補助上限	予算の範囲内で、補助対象事業費は、県の定める品目ごとの標準事業費以内
対象者	市内に事業所があり、新たに農業に参入する企業
問合せ先	大分市農林水産部 生産振興課 園芸担当班 TEL：097-537-5770（直通） FAX：097-536-0299 E-mail:seisin2@city.oita.oita.jp

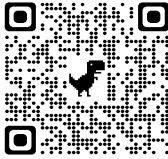
**市産材(※)を利用して公共的施設等を整備する場合に
市産材の利用量に応じた補助を行います**

補助金 公共的施設市産材利用支援事業補助金

市産材(※)を利用して公共的施設等を整備する場合に、市産材の利用量に応じた補助を行います。

※市産材・・・市内の森林から産出された原木を加工した木材又は県内の森林から産出された原木を
市内の加工業者が加工した木材

※公共的施設・・・大分市内の教育施設、医療施設、社会福祉施設、飲食施設等の商業施設 等

補助割合	詳細	
補助上限	<ul style="list-style-type: none"> ・木造化 利用量8～15㎡未満：30万円 利用量15㎡以上：60万円 ・木質化 木質化面積30～100㎡未満：15万円 木質化面積100㎡以上：40万円 ・木製品 補助対象経費の1/2以内 上限20万円 <p>※申請は先着順で受理し、申請額が予算枠上限に達し次第終了とします。</p>	
対象者	<p>対象施設の整備を行う者で、以下の要件をみたすもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大分市内の業者が施行すること。 ・補助対象者が市税を滞納していないこと。 ・市産材であることの表示を行うこと。 	
問合せ先	<p>大分市農林水産部 林業水産課 林業担当班</p> <p>TEL：097-537-5783 FAX：097-533-5123 E-mail：rinsui1@city.oita.oita.jp</p>	

退職金制度を設ける中小企業へ補助します

補助金

大分市中小企業退職金共済掛金補助制度

退職金共済制度のうち、「特定退職金共済制度」にはじめて加入した事業主に対し、掛金の補助を行うことで、中小企業事業所に退職金制度の導入を促し、事業主と従業員の信頼関係の強化・雇用の安定を図ります。



補助割合	掛金の20%	詳細	
補助上限	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所としてはじめて特定退職金共済制度に加入してから2年間 ・ 1人あたりの補助対象月額掛金の上限は5,000円 		
対象者	事業所（常時雇用する従業員が100人以下。ただし、卸売業・小売業・サービス業の場合は20人以下）として、はじめて「特定退職金共済制度」に加入した事業主で、市内に事業所を有し、市税を完納しているもの。		
問合せ先	大分市商工労働観光部 商工労政課 雇用労政担当班 TEL：097-537-5964 FAX：097-533-9077 E-mail：rousei@city.oita.oita.jp		

中小企業者の研修参加や研修開催を支援します

補助金

大分市中小企業者経営力強化促進補助金 (人材育成応援事業)

事業者が従業員の業務上必要な能力の向上または技術知識等の習得のため、自社で研修を企画・開催する場合や、外部の研修機関が開催する研修へ参加する場合に生じる費用を補助します。



補助割合	1/2 (DX研修は2/3)	詳細	
補助上限	30万円 (1人当たり10万円)		
対象者	次の要件を満たす中小企業(個人事業主を含む) ①法人の場合は、大分市内に本社又は支社等を有しており、 個人の場合は、大分市内に住所及び事業所を有すること ②大分市内で引き続き1年以上事業を営んでいること ③市税に滞納がないこと		
問合せ先	大分市商工労働観光部 創業経営支援課 経営支援担当班		
	申請を希望される方は、右記QRコードを読み取りのうえ、実施する取組内容を記入し、送信をお願いいたします。		

中小企業者の知的財産権の出願経費を補助します

補助金

大分市中小企業者経営力強化促進補助金 (知的財産権取得促進事業)

知的財産権(特許権、実用新案権、意匠権、商標権)の出願に要する費用を補助します。
出願料、弁理士に対する報酬、電子化手数料、登録料(3年分、実用新案権のみ)が対象です。



補助割合	1/2	詳細	
補助上限	特許権・実用新案権：20万円 意匠権・商標権：10万円 ※1企業につき年度内50万円に達するまで複数回申請可		
対象者	次の要件を満たす中小企業(個人事業主を含む) ①法人の場合は、大分市内に本社又は支社等を有しており、 個人の場合は、大分市内に住所及び事業所を有すること ②大分市内で引き続き1年以上事業を営んでいること ③市税に滞納がないこと		
問合せ先	大分市商工労働観光部 創業経営支援課 経営支援担当班 申請を希望される方は、右記QRコードを読み取りのうえ、 実施する取組内容を記入し、送信をお願いいたします。		

中小企業者の事業承継やM&Aを支援します

補助金

大分市中小企業者経営力強化促進補助金 (事業承継等支援事業)

事業承継またはM&Aに係る売り手側に生じる専門業者への業務委託費用を補助します。初期診断経費、コンサルティング経費、企業概要書の作成経費、事業承継(M&A)に係る計画の作成経費、企業価値及び譲渡価格の算定経費並びに着手金等が対象です。



補助割合	2/3	詳細	
補助上限	50万円		
対象者	次の要件を満たす中小企業(個人事業主を含む) ①法人の場合は、大分市内に本社又は支社等を有しており、 個人の場合は、大分市内に住所及び事業所を有すること ②大分市内で引き続き1年以上事業を営んでいること ③市税に滞納がないこと		
問合せ先	大分市商工労働観光部 創業経営支援課 経営支援担当班 申請を希望される方は、右記QRコードを読み取りのうえ、 実施する取組内容を記入し、送信をお願いいたします。		

中小企業者の事業継続計画（BCP）等の策定を支援します

補助金

大分市中小企業者等経営力強化促進事業補助金 （BCP等策定等支援事業）

- 他事業者等の支援を受けてBCP等を策定する際の一部経費を補助します。
- BCP等策定は、災害時など不測の事態が発生した際の行動指針を定め、被害を最小限に抑える効果が期待されます。

補助割合	2/3	詳細	
補助上限	30万円		
対象者	<p>○中小企業者（※一部業種を除く）</p> <ul style="list-style-type: none"> ↳個人の場合：市内に住所及び事業所があること ↳法人の場合：市内に本社又は支社等があること。 <p>○市内で引き続き1年以上事業を営んでいること。</p>		
問合せ先	大分市商工労働観光部 創業経営支援課 経営支援担当班		
	申請を希望される方は、右記QRコードを読み取りのうえ、実施する取組内容を記入し、送信をお願いいたします。		

障がい者の職場実習を受け入れる企業に奨励金を交付します

奨励金 大分市障がい者職場実習促進事業

一般就労を希望する障がい者の職場実習を受け入れる民間事業所に対して奨励金を交付します。(職場実習を行う障がい者にも奨励金を交付します。)

<p>補助額</p>	<p>5,000円（又は3,000円）×日数</p> <p>※1日の職場実習実施時間が 4時間以上の場合5,000円 2時間以上4時間未満の場合は3,000円</p> <p>※他の補助金等を受ける場合は 5,000円（又は3,000円）から 当該補助金等の額を差し引いた額</p>	<p>詳細</p>	
<p>補助上限</p>	<p>実習日数：10日間</p>		
<p>対象者</p>	<p>次の要件①②を全て満たす民間事業所</p> <p>①大分市内の事業所であって障がい者の職場実習を受け入れる事業所 ②障がい者雇用に意欲があるなど、障がい者の一般就労先となること が見込まれる事業所</p>		
<p>問合せ先</p>	<p>大分市商工労働観光部 商工労政課 雇用労政担当班</p> <p>TEL：097-537-5964 FAX：097-533-9077 E-mail：rousei@city.oita.oita.jp</p>		

融資の面から中小企業の経営を応援します

融 資

小規模企業者事業資金・中小企業者事業資金・季節資金

経営に必要な運転資金や設備資金としてご利用いただけます。


対象者	大分市内に住所及び事業所を引き続き1年以上有している中小企業者 (同一事業経営1年以上)	詳細	
資金使途	①小規模企業者事業資金：運転資金、設備資金 ②中小企業者事業資金：運転資金、設備資金 ③季節資金：運転資金		
融資限度額	①小規模企業者事業資金：2,000万円 ②中小企業者事業資金：3,000万円 ③季節資金：600万円		
融資利率	①小規模企業者事業資金：年1.9% ②中小企業者事業資金：年2.1% ③季節資金：年1.8% (2023年度実績)		
信用保証料率	①小規模企業者事業資金：年0.5%~2.2% (市が全額補助) ②中小企業者事業資金：年0.45%~1.9% (市が75%~85%の範囲内で補助) ③季節資金：信用保証を付す、付さないは取扱金融機関の定めるところによる		
融資期間	①小規模企業者事業資金：1年超10年以内 (据置可能1年以内) ②中小企業者事業資金：1年超10年以内 (据置可能1年以内) ③季節資金：6ヵ月以内		
担保及び保証人	①小規模企業者事業資金：担保は原則不要、連帯保証人は必要となる場合がある (法人代表者以外の連帯保証人は原則不要) ②中小企業者事業資金：担保は必要に応じて徴する、連帯保証人は必要となる場合がある (法人代表者以外の連帯保証人は原則不要) ③季節資金：担保等が必要かどうかは取扱金融機関の定めるところによる		
指定金融機関	<ul style="list-style-type: none"> <li style="width: 33%;">・大分銀行 <li style="width: 33%;">・大分県信用組合 <li style="width: 33%;">・伊予銀行 <li style="width: 33%;">・豊和銀行 <li style="width: 33%;">・商工中金 <li style="width: 33%;">・北九州銀行 <li style="width: 33%;">・大分信用金庫 <li style="width: 33%;">・三井住友銀行 (※) <li style="width: 33%;">・肥後銀行 (※) <li style="width: 33%;">・大分みらい信用金庫 <li style="width: 33%;">・西日本シティ銀行 <li style="width: 33%;">・愛媛銀行 <p style="text-align: right; margin-top: 5px;">※季節資金は除く</p>		
申込方法	指定金融機関の大分市内の本・支店へご相談ください。		
問合せ先	大分市商工労働観光部 創業経営支援課 創業支援担当班 TEL：097-585-6029 FAX：097-533-6117 E-mail：keikin@city.oita.oita.jp		

開業資金を融資します

融 資

開業資金


開業するための運転資金や設備資金としてご利用いただけます。

対象者	中小企業者及び開業予定の個人 ※申込時において大分市内に居住しており、かつ大分市内に開業予定の者又は開業1年未満の者	詳細	
資金使途	運転資金、設備資金		
融資限度額	3,000万円 ※創業支援等事業者が実施する特定創業支援等事業を受けている場合は3,500万円（証明必要）		
融資利率	年1.3% ※創業支援等事業者が実施する特定創業支援等事業を受けている場合は1.25%（証明必要）		
信用保証料率	①創業関連保証：年1.0%（市が全額補助） ②スタートアップ創出促進保証：年1.2%（市が全額補助）		
融資期間	1年超7年以内（据置可能1年以内） ※創業支援等事業者が実施する特定創業支援等事業を受けている場合の融資期間は、1年超10年以内（証明必要） ※スタートアップ創出促進保証を利用し、一定の要件を満たす場合の据置期間は、3年以内		
担保及び保証人	①創業関連保証を利用した場合：担保は不要、連帯保証人は必要となる場合がある（法人代表者以外の連帯保証人は原則不要） ②スタートアップ創出促進保証を利用した場合：担保は不要、連帯保証人は不要		
指定金融機関	<ul style="list-style-type: none"> ・大分銀行 ・豊和銀行 ・大分信用金庫 ・大分みらい信用金庫 ・大分県信用組合 ・商工中金 ・三井住友銀行 ・西日本シティ銀行 ・伊予銀行 ・北九州銀行 ・肥後銀行 ・愛媛銀行 		
申込方法	指定金融機関の大分市内の本・支店へご相談ください。		
問合せ先	大分市商工労働観光部 創業経営支援課 創業支援担当班 TEL：097-585-6029 FAX：097-533-6117 E-mail：keikin@city.oita.oita.jp		

新たな事業にチャレンジする中小企業へ融資します

融 資 新分野チャレンジ資金

新たな事業の展開を行うための運転資金や設備資金としてご利用いただけます。


対象者	新たな事業の展開（新分野展開、事業転換、業種転換、業態転換）を通じて事業拡大及び経営安定化を図る中小企業者 ※大分市内に住所及び事業所を引き続き1年以上有している者 ※融資申込時に事業計画書の提出が必要	詳細	
資金使途	運転資金、設備資金		
融資限度額	3,000万円		
融資利率	年1.3%		
信用保証料率	年0.45%～1.9%（市が全額補助）		
融資期間	1年超10年以内（据置可能2年以内）		
担保及び保証人	担保は必要に応じて徴求する、連帯保証人は必要となる場合がある（法人代表者以外の連帯保証人は原則不要）		
指定金融機関	<ul style="list-style-type: none"> ・大分銀行 ・豊和銀行 ・大分信用金庫 ・大分みらい信用金庫 ・大分県信用組合 ・商工中金 ・三井住友銀行 ・西日本シティ銀行 ・伊予銀行 ・北九州銀行 ・肥後銀行 ・愛媛銀行 		
申込方法	指定金融機関の大分市内の本・支店へご相談ください。		
問合せ先	大分市商工労働観光部 創業経営支援課 創業支援担当班 TEL：097-585-6029 FAX：097-533-6117 E-mail：keikin@city.oita.oita.jp		

自然災害により被害を受けた小規模企業者へ融資します

融 資

災害対応資金


自然災害により被害を受けた際の設備資金としてご利用いただけます。

対象者	風水害、震災等の自然災害により被害を受けた小規模企業者 ※被災時において大分市内に住所及び事業所を有しており、かつ大分市が発行する被災証明書を取得している者	詳細	
資金用途	設備資金		
融資限度額	2,000万円 ※既往債務がある場合は、その債務残高に応じて変更となる場合があります。		
融資利率	年0.9%		
信用保証料率	年0.5%~2.2%（市が全額補助）		
融資期間	1年超10年以内（据置可能2年以内）		
担保及び保証人	担保は原則不要、連帯保証人は必要となる場合がある（法人代表者以外の連帯保証人は原則不要）		
指定金融機関	<ul style="list-style-type: none"> <li style="width: 33%;">• 大分銀行 <li style="width: 33%;">• 大分県信用組合 <li style="width: 33%;">• 伊予銀行 <li style="width: 33%;">• 豊和銀行 <li style="width: 33%;">• 商工中金 <li style="width: 33%;">• 北九州銀行 <li style="width: 33%;">• 大分信用金庫 <li style="width: 33%;">• 三井住友銀行 <li style="width: 33%;">• 肥後銀行 <li style="width: 33%;">• 大分みらい信用金庫 <li style="width: 33%;">• 西日本シティ銀行 <li style="width: 33%;">• 愛媛銀行 		
申込方法	指定金融機関の大分市内の本・支店へご相談ください。		
問合せ先	大分市商工労働観光部 創業経営支援課 創業支援担当班 TEL：097-585-6029 FAX：097-533-6117 E-mail：keikin@city.oita.oita.jp		

**SDGsの目標達成に向けて環境にやさしい経営を行う
中小企業へ融資します**

融 資 環境保全資金

環境保全施設の設置・改善および工場の移転等のための資金としてご利用いただけます。

対象者	大分市内に工場等を引き続き1年以上有している中小企業者及び中小企業団体（同一事業経営1年以上）	詳細	
資金使途	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境保全施設の設置・改善 ・ 水素自動車 ・ ZEB実現に寄与する施設もしくは設備 ・ BEMS ・ FEMS ・ 業務用燃料電池等の購入 ・ PCB（ポリ塩化ビフェニル）の処理及びそれに伴う機器等の更新 等 		
融資限度額	1,000万円		
融資利率	年1.9%		
信用保証料率	年0.45%～1.9%（市が全額補助）		
融資期間	1年超10年以内（据置可能1年以内）		
担保及び保証人	担保は必要に応じて徴求する、連帯保証人は必要となる場合がある（法人代表者以外の連帯保証人は原則不要）		
指定金融機関	<ul style="list-style-type: none"> <li style="width: 33%;">・ 大分銀行 <li style="width: 33%;">・ 大分信用金庫 <li style="width: 33%;">・ 大分県信用組合 <li style="width: 33%;">・ 豊和銀行 <li style="width: 33%;">・ 大分みらい信用金庫 		
申込方法	指定金融機関の大分市内の本・支店へご相談ください。		
問合せ先	大分市商工労働観光部 創業経営支援課 創業支援担当班 TEL：097-585-6029 FAX：097-533-6117 E-mail：keikin@city.oita.oita.jp		

**業況の悪化している中小企業者の支援措置として、
国が行っているセーフティネット保証制度の認定を行います**

融 資

セーフティネット保証、危機関連保証の認定受付

以下保証制度の認定を受けると、金融機関にとって優良な貸出債権となり、融資が受けやすくなります。


制度概要	<p>セーフティネット保証 取引先の再生手続等の申請や事業活動の制限・災害・取引金融機関の破綻等により経営の安定に支障を生じている中小企業者を対象として、信用保証協会が借入債務の80%または100%を保証する制度です。</p> <p>危機関連保証 東日本大震災やリーマンショック、新型コロナウイルス感染症といった危機時に、全国・全業種（保証対象業種に限る）を対象として、信用保証協会が借入債務の100%を保証する制度です。</p> <p>※事業所の所在地を管轄する市町村長の認定が必要となります。 ※セーフティネット保証の種類や危機関連保証の発動案件によって、<u>対象者や認定基準が異なるため、詳しくは以下QRコードにてご確認ください。</u></p>		
申込方法	申請書等必要書類を創業経営支援課に提出してください。	詳細	
問合せ先	<p>大分市商工労働観光部 創業経営支援課 創業支援担当班</p> <p>TEL : 097-585-6029 FAX : 097-533-6117 E-mail : keikin@city.oita.oita.jp</p>		

業況の悪化等により経営に影響が生じている中小企業へ融資します

融 資

経営安定化資金 セーフティネット保証融資

セーフティネット保証の認定を受けている場合に、経営に必要な
運転資金や設備資金としてご利用いただけます。

対象者	大分市内に住所及び事業所を引き続き 1年以上有しており、セーフティネット 保証（SN保証）の認定を受けた中小企 業者	詳細	
資金使途	運転資金、設備資金		
融資限度額	4,000万円		
融資利率	【5年以内】 年1.5%（SN保証1～4、6号） 年1.7%（SN保証5、7、8号） 【5年超7年以内】 年1.6%（SN保証1～4、6号） 年1.8%（SN保証5、7、8号）		
信用保証料率	SN保証1～4、6号：年0.8% （市が全額補助） SN保証5、7、8号：年0.75% （市が80%補助）		
融資期間	1年超7年以内（据置可能1年以内）		
担保及び 保証人	担保は必要に応じて徴求する、連帯保証人は必要となる場合がある（法 人代表者以外の連帯保証人は原則不要）		
指定金融機関	<ul style="list-style-type: none"> ・大分銀行 ・豊和銀行 ・大分信用金庫 ・大分みらい信用金庫 ・大分県信用組合 ・商工中金 ・三井住友銀行 ・西日本シティ銀行 ・伊予銀行 ・北九州銀行 ・肥後銀行 ・愛媛銀行 		
申込方法	指定金融機関の大分市内の本・支店へご相談ください。		
問合せ先	大分市商工労働観光部 創業経営支援課 創業支援担当班 TEL：097-585-6029 FAX：097-533-6117 E-mail：keikin@city.oita.oita.jp		

大分市内での創業や経営に関する相談を承ります

相談 創業・経営等相談窓口

創業に関する相談や中小企業者等の経営、人材、情報化、技術等の様々な課題や悩みに関する相談について、インキュベーション・マネージャーや中小企業診断士等の専門の相談員が支援を行います。


対象者	①大分市内の企業で働く方 創業を志す方 ②創業支援ルーム入居者	詳細	
支援内容	①創業、新規事業等の相談・支援 ②経営面、財務面等に関する情報提供 ③経営上の問題点の整理、問題解決のための手法の提案 ④経営、人材、情報化、技術等の課題に関する助言		
費用	無料		
窓口設置場所	大分市産業活性化プラザ 大分市金池南一丁目5番1号（J:COMホルトホール大分2階）		
開館時間	9：00～20：00 （毎月第2日曜日・第4日曜日、年末年始（12/28～1/3）を除く） ※相談員と相談日時については上記のQRコードよりご確認ください。		
問合せ先	大分市産業活性化プラザ （J:COMホルトホール大分2階） 〒870-0839 大分市金池南一丁目5番1号 TEL：097-576-8879 FAX：097-544-3011 E-mail：sangyo-plaza@horutohall.jp		

創業や経営に役立つセミナーを開催しています

セミナー
研修等

大分市産業活性化プラザセミナー


大分市産業活性化プラザでは、創業者や中小企業者の方に役立つ様々なセミナーを毎月開催しています。（1講座につき、2～5回程度開催）

対象者	各講座のテーマに興味のある方（大分市内にお住まいか、お勤めの方優先）	詳細	
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 創業に興味がある方を対象とした「実践ビジネスプラン講座」 ・ 企業や組織のトップリーダーから学ぶ「未来を創るLEADERSセミナー」 ・ 高校生が起業についてアイデアを出し深めていく「高校生向け起業家育成実践講座」 ・ 後継者育成や事業承継について学ぶ「円滑な事業承継のための中小企業支援講座」 ・ DX推進の取組みとしてchatGPTの活用事例を学ぶ「chatGPTセミナー」 <p style="text-align: right;">等</p>		
定員	1 講座につき30名程度 ※講座によって異なります。		
費用	原則無料（講座によって費用が発生する場合があります）		
問合せ先	大分市産業活性化プラザ （J:COMホルトホール大分2階） 〒870-0839 大分市金池南一丁目5番1号 TEL：097-576-8879 FAX：097-544-3011 E-mail：sangyo-plaza@horutohall.jp		

創業者をハード・ソフトの両面から支援します

その他 大分市産業活性化プラザ 創業支援ルーム

創業希望者や創業後間もない人が入居できる創業支援ルームにて、ハード面（安価な賃貸スペースの提供）、ソフト面（インキュベーション・マネージャーによる創業相談等）の両面から支援を行います。

対象者	①主に、会社を設立して事業を開始しようとする者または会社を設立して5年経過していない者 ②主に、個人で事業を開始しようとする者または個人で事業開始後5年を経過していない者	詳細	
内容	<p>【施設内容】 ①創業支援ルームA1～A6（約28㎡） 全6室 ②創業支援ルームB1～B4（約14㎡） 全4室 ③創業支援ルームC1～C3（約5㎡） 全3室 ※全部屋Wi-Fi完備。</p> <p>【入居期間】 ①創業支援ルームAとBタイプは1年以内とし、更新可能。 創業支援ルームCタイプは原則6ヶ月以内とし、更新は1回まで可能。 ②原則として、通算3年を超えることができません。 また、入居後3年以内に事業開始後5年を経過する場合は、5年目の最終日を超えて使用を許可することはできません。</p>		
費用	<p>【利用料金】 ①創業支援ルームA1～A6：月額25,980円 ②創業支援ルームB1～B4：月額13,200円 ③創業支援ルームC1～C3：月額 4,920円 ※入居後、1年以内は上記利用料金の半額。 その他、専有部分の電気使用料等の負担があります。</p>		
問合せ先	大分市産業活性化プラザ （J:COMホルトホール大分2階） 〒870-0839 大分市金池南一丁目5番1号 TEL：097-576-8879 FAX：097-544-3011 E-mail：sangyo-plaza@horutohall.jp		

中小企業が開発した新商品の販路開拓を支援します

その他

新商品による新事業分野開拓事業者認定事業 (大分市トライアル発注事業)


中小企業が開発した新商品を「新事業分野開拓事業者」として認定することにより、随意契約にて市へ納品することが可能となります。

対象者	次の要件を満たす中小企業者 ①現に市内に本社又は本店を有するもの ②市税を完納していること ③指名停止措置を受けていないこと	詳細	
内容	新商品の生産等によって新たな事業分野の開拓を図る事業者を市が認定し、当該事業者が生産等を行う新商品を市が随意契約により調達可能なものとする。		
メリット	①市HPによる商品紹介 ②市と随意契約による販売が可能 ※注意※ 認定されたことで契約の締結が担保されるものではありません。		
問合せ先	大分市商工労働観光部 創業経営支援課 創業支援担当班 TEL : 097-585-6029 FAX : 097-533-6117 E-mail : keikin@city.oita.oita.jp		

大都市圏(東京・大阪)への大分市産品の販路開拓を支援します

その他 販路開拓トライアル事業

大都市圏の販売店舗に常設販売棚(大分市コーナー)を設置し、大分市産品の販売を試みることで、商品力、販売力の向上を図り、更なる販路拡大に繋がります。

対象者	加工品を製造または販売するもの	詳細	
対象商品	<p>常温保存の加工食品かつ大都市圏での販売を目指す以下のいずれかの商品</p> <p>①大分市ブランド認証加工品 ②大分市内に主たる事業所を有する「対象者」が製造した商品 ③「対象者」が大分市産の農林水産物等を主原材料として製造(委託製造含む)した商品 ※出品を希望する都または府内で未販売の商品に限る</p>		
販売店舗	<p>東京：日本百貨店にほんばし總本店 (東京都中央区日本橋室町3-2-1 コレド室町テラス1F) 大阪：ハレルツナガルマーケット梅田 (大阪市北区大深町1-1 LINKS UMEDA B1F)</p> <p><u>※大阪のハレルツナガルマーケット梅田については、6月末までの出店であるため、現在は募集しておりません。</u></p>		
取引条件等	<p>仕入れ形態：消化仕入れ 販売手数料：18% 送料(返品含)：出品事業者負担 等</p> <p>店舗や販売棚(大分市コーナー)のコンセプト、他商品との競合等を、販売店舗及び大分市との双方協議のうえ、採用・採用予定・不採用を決定します。</p>		
問合せ先	<p>大分市農林水産部 農政課 農産品流通担当班</p> <p>TEL：097-537-7025 FAX：097-534-6176 E-mail：nosei3@city.oita.oita.jp</p>		

大分市産農林水産物等を使用した**魅力ある加工品を認証**します

その他 大分市ブランド認証制度

大分市産農林水産物を使った魅力ある加工品を大分市ブランド(通称:Oita Birth)として認証し、広く情報発信することにより、消費拡大および地域経済の活性化を図るとともに、大分市の魅力を向上させることを目的としている制度です。

<p>対象者</p>	<p>加工品を製造または販売する方 等</p>	<p>詳細</p>	
<p>内容</p>	<p>大分市産農林水産物等を主原料とした魅力ある加工品を、大分市ブランドとして認証し、広く情報発信することにより、消費拡大、地域経済の活性化を図るとともに、大分市の魅力向上に繋がります。</p> <p>大分市ブランド認証加工品募集予定：8月</p> <p>申込方法：認証申請書等を市へ提出（審査有り） <small>※申請する場合は、要事前相談。詳しくは募集要領等を参照</small></p>		
<p>費用</p>	<p>認証料：無料</p>		
<p>問合せ先</p>	<p>大分市農林水産部 農政課 農産品流通担当班</p> <p>TEL：097-537-7025 FAX：097-534-6176 E-mail：nosei3@city.oita.oita.jp</p>		

事業者に向けた情報発信を行っています

情報発信

大分市商工労働メールマガジン

大分市が取り組む各種支援制度や講演会の開催情報などをメールマガジンで随時(概ね月1~2回程度)配信しています。

対象者	市内中小企業者等 ※企業に限らず一般の方でも登録可能です
配信内容	①事業者向けの支援制度 ②講演会・セミナー等の開催情報 ③その他イベント情報など
費用	無料
登録方法	オンライン申込み こちらよりお申込みが可能です  
問合せ先	大分市商工労働観光部 商工労政課 管理・計量担当班 TEL : 097-537-5625 FAX : 097-533-9077 E-mail : syokorosei@city.oita.oita.jp

6次産業化に関する補助金やセミナー等の情報を提供します

情報発信 大分市6次産業化NEWS

メールアドレスを登録している会員を対象に、6次産業化に関する情報や、大分市や各関係機関が主催する研修、セミナー情報等を提供します。


<p>対象者</p>	<p>大分市の農林水産物等の地域資源と6次産業化や農商工連携に興味、関心のある方（市内外問わず）</p>	<p>詳細</p>	
<p>費用</p>	<p>無料</p>		
<p>申込方法</p>	<p>オンライン申込み</p> <p>こちらよりお申込みが可能です </p>		
<p>問合せ先</p>	<p>大分市農林水産部 農政課 農産品流通担当班 TEL：097-537-7025 FAX：097-534-6176</p>		

福利厚生はおまかせください！社員の豊かで充実した生活をサポートします

情報発信

一般財団法人おおいた勤労者サービスセンター

- ・福利厚生サービスを提供し、社員のモチベーションのアップなど、安心して生き生きと働ける環境づくりをお手伝いします。
- ・お祝金やお見舞金などの慶弔給付事業、健康診断受診助成などの健康維持増進事業、教養講座受講助成や演劇・コンサート等チケットの購入助成などの自己啓発事業、ビアパーティや各種フェア企画、ゴルフ大会など会員の親睦を図るイベント、旅行宿泊助成やレクリエーション助成などの余暇活動事業を行っています。

<p>対象者</p>	<p>大分地域（大分市、由布市）内の事業所で働く勤労者と事業主</p>	<p>詳細</p>	
<p>費用</p>	<p>1人当たり 入会金300円（初回のみ）、月会費800円</p>		
<p>申込方法</p>	<p>加入申込書・入会申込書による。 （事業所単位での一括申込となります。）</p>		
<p>問合せ先</p>	<p>一般財団法人おおいた勤労者サービスセンター TEL：097-548-5500 FAX：097-548-5505</p>		